

## 本方針の策定にあたって

都市計画の基本的方針の規定は、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律82号）」による都市計画法の改正において創設され、都市計画法（18条の2第1項）の「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画のマスタープラン）として位置づけられる。

産業・社会構造の急速な変化や住民の価値観の多様化等に適切に対応して、ゆとりと豊かさを実感できる居住の場として都市を整備することが求められている。個性的で快適な都市づくりを進めるためには、望ましい都市像を目標として明確にし、種々の施策を総合的かつ体系的に展開していくことが重要である。

本方針は富田林市固有の事情に即して、市民の意見を反映させながら、全市的なスケールで、具体性のある都市づくりの将来ビジョンを明確にする。さらに市内各地域の特性を十分に反映して、地域の整備課題に応じた整備方針、地域の日常生活や経済活動等を支える施設計画など地域別将来像として、きめ細かく総合的に定める。

また、既定の「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」は、その実現性重視の視点から、より確実な事業、施設等のハード面が中心になっているので、本方針は長期的構想に係わるもの、ソフト面に係わる事項も位置づける。

本市は市域全域（3,966ha）が都市計画区域であり、うち市街化区域は1,553haである。本方針は、都市計画区域を対象とするものであり、当市では市域全域を計画対象区域とする。目標年次は、策定開始年から概ね10年先（2005年）を基本目標年次とし、20年先を視野に入れた方針とする。

## 1 まちづくりの将来像と目標

富田林市は、南河内地域の中心的性格を持つ富田林町と、農山村の性格を持った周辺集落地との共存で長らく経過してきた。昭和40年代に入り、羽曳野丘陵部に金剛団地が完成し、続く50年代には金剛東団地等の住宅団地の開発に伴い、大阪都市圏のベッドタウンとして、都市的性格を強めてきた。この傾向は大阪外環状線、大阪千早線の広域的な幹線道路整備によって現在も進行している。近年は、金剛地区をはじめ多くの住宅団地が成熟期を迎えており、高齢社会に対応した定住できるまちとしての落ち着いた住環境整備を意識したまちづくりに取り組む時期にさしかかっている。また、400年以上の伝統を持つ寺内町を伝統的建造物群保存地区、重要伝統的建造物群保存地区として保存することは、寺内町を核とし、河内ふるさとのみちでネットワークする旧集落地の修復的整備につながる。

一方、市の中心に位置する石川沿い及び石川の右岸には、金剛・葛城連峰につながる嶽山・金胎寺山の山地や農業地があり、大阪近郊地で貴重な自然的環境を保持する地域が展開している。市街地周辺部においても、美具久留御魂神社周辺緑地が、鎮守の森として、大阪府の自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域（保安林）の指定を受けている。

これら新旧の文化と住環境、自然を守り育み、まちのなかで安心して暮らせるまちづくりこそが富田林市の将来像としてとらえられる。従って、本方針においても、総合計画のなかにあるように、豊かな自然と歴史に育まれた快適都市をめざして、「ひと・みどり・文化 定住のまち富田林」を将来像とする。

また、総合計画のなかでは、高齢化・少子化、情報化、国際化、価値観の多様化等の社会環境の潮流に適したまちづくりの展開を基本に、3つの新たな課題をあげている。

市民を大切にしたまちづくり  
交流を通じたまちづくり  
地域特性に応じたまちづくり

この考え方を基本とし、第一次の都市計画マスタープランとしては、次の4つをまちづくりの目標とする。

自然と歴史が共生するまちづくり  
交流と活力のあるまちづくり  
安全で快適なまちづくり  
安心と生きがいのあるまちづくり

## 2 本方針の構成及び位置づけ

本方針の構成は、都市全体の将来や土地利用及び都市施設のあり方を示す「全体構想」と、地域ごとのまちづくりの考え方や市街地像、整備の内容・方策等を示す「地域別構想」の2段階で構成する。

また、本方針は下図に示すように、以下のような位置づけを持つ。

- ・本方針は、各種都市計画のマスタープランであると同時に、総合計画の都市整備に関わる部分の計画である。
- ・地域別構想で作成する方針は、地区計画等個別の都市計画の適用指針として活用する。
- ・地域別構想では住民参加を重視し、地域の実情に見合った、市と市民共通の方針を目指す。

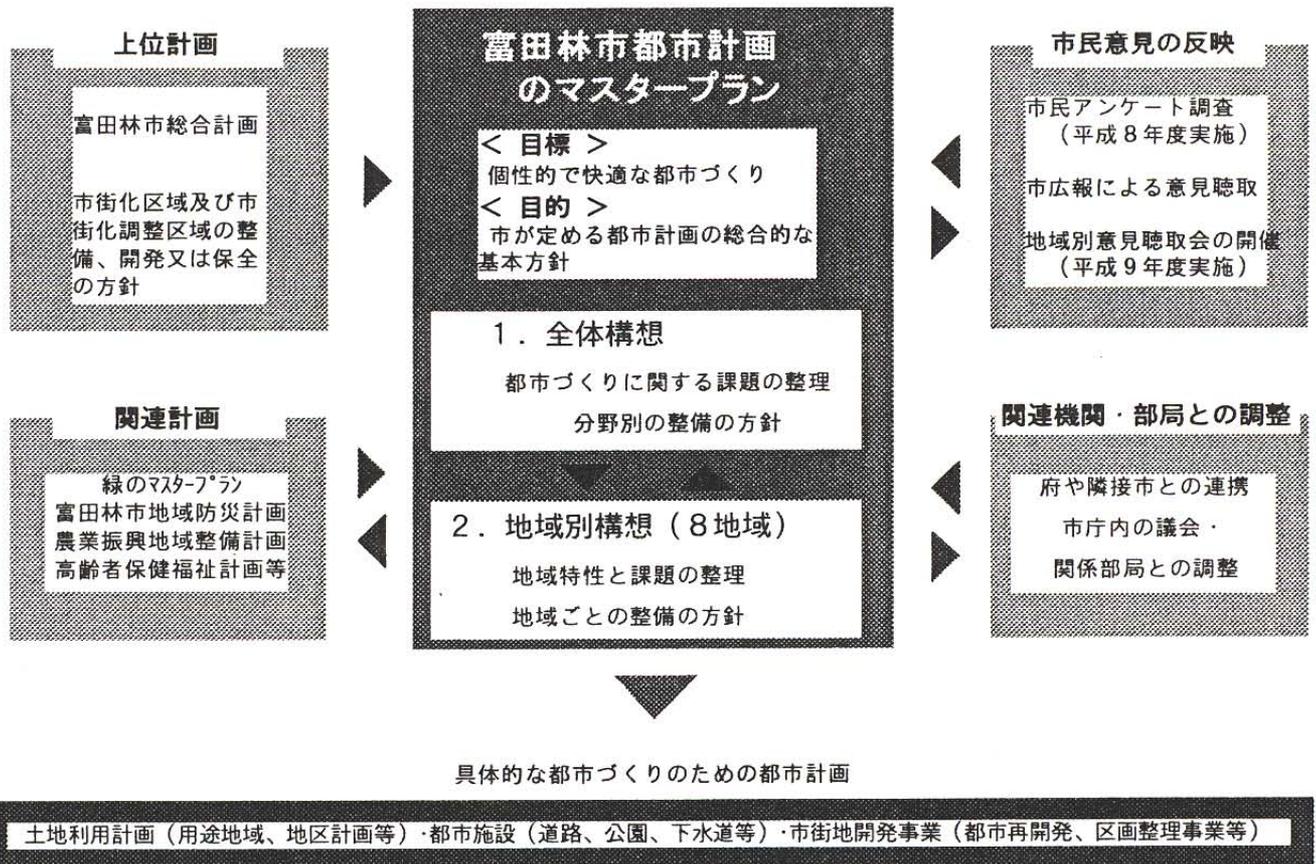


図 1章 -1 富田林市都市計画マスタープランの位置づけ

### 3 地域別構想の地域区分

本方針においては、まず全体構想において市域全体の都市構造や土地利用、部門別の方針を示す。地域別構想は、それらを受け、各地域の特性に応じて生活道路や小公園、集会所など市民の日常生活に身近な施設の整備、美しいまちなみの形成など、地域に密着したより詳細な整備方針を定めるものである。

地域別構想にあたっての地域区分は、中学校区や各地域における日常の生活する場を考慮して、市域を8地域に区分した。

各地域の人口構成、主要施設等は下表のとおりである。地域区分は次頁に示す。

表 1 章 -1 地域別基礎データ

	北部	中部	東部	中南部	東南部	西南部	金剛	金剛東	全市
面積 (ha)	487	555	455	835	904	233	278	219	3,966
1995									
世帯数	4,937	6,944	5,252	5,713	673	1,857	9,541	4,690	39,607
人口	15,059	18,724	16,569	18,035	3,345	5,649	27,963	16,346	121,690
世帯人員	3.05	2.70	3.15	3.16	4.97	3.04	2.93	3.49	3.07
世帯密度 (世帯/ha)	10.1	12.5	11.5	6.8	0.7	8.0	34.4	21.4	10.0
人口密度 (人/ha)	30.9	33.7	36.4	21.6	3.7	24.3	100.7	74.6	30.7
1990									
世帯数	3,985	6,626	4,780	4,546	750	1,653	8,829	2,705	33,874
人口	14,309	19,186	15,806	14,751	3,436	5,452	27,738	9,766	110,444
世帯人員	3.59	2.90	3.31	3.24	4.58	3.30	3.14	3.61	3.26
世帯増減比 (1995/1990)	124	105	110	126	90	112	108	173	117
人口増減比 (1995/1990)	105	98	105	122	97	104	101	167	110
主要な駅勢圏	喜志駅	富田林駅 富田林西口駅	富田林駅	川西駅 滝谷不動駅	富田林駅	金剛駅 滝谷駅	狭山遊園前駅 金剛駅	金剛駅	
主要な道路	大阪外環状線 国道170号 美原太子線	大阪外環状線 国道170号 国道309号・旧 森屋狭山線 堺富田林線	国道309号・新 国道309号・旧 富田林太子線	大阪外環状線 国道170号 国道309号・新 森屋狭山線	甘南備川向線 森屋狭山線	大阪外環状線 富田林泉大津 線	富田林狭山線 森屋狭山線	国道309号・新 堺富田林線 富田林狭山線 森屋狭山線	
大規模住宅地開発の状況 (1ha以上) 区:区画整理 公:公的、民:民間開発	梅の里(民) 宮(民) 宮町(民) 喜志(民) 南旭ヶ丘 (民)	中野若松東 (区) 富田林北(公) 若松(公)	富田林北大伴 (公) 富田林板持 (公) 楠風台(公・ 民) 山手町(民)	富田林錦ヶ丘 (公) 甲田(民) 彼方(民) 嬉(民)	なし	伏山(民) 須賀(民) 金剛伏山台 (民)	金剛(区) 藤沢台(民) 寺池台(民)	金剛東(区) // (公) // (民)	
建築協定の締結状況	梅の里2・3・4 丁目地区 梅の里3丁目 -2 梅の里商業地 区	中野若松東地 区	なし	なし	なし	グリニヒ金剛 台地区	藤沢台3丁目 タウン高辺住 宅 有楽金剛住 宅第2	ガーデンハウス藤 沢台住宅、第 2・7地区 ガーデンハウス 津々山台第1・ 3・3-2地区 金剛津々山台 1777エコー	
主要な施設	市民会館 商工会館 市民プール	市役所 富田林警察署 簡易裁判所 南河内府民セ ンター 保健所・税務 公会堂・公民 館 図書館 青少年センター	公民館 市民プール	すばるホール 総合福祉会館 青少年キャンプ 場 市民プール 総合体育館 富田林郵便局 消防署	簡保センター サバールファーム 総合スポーツ公 園 公園墓地斎場 職能訓練センター	計:1地区	計:4地区 金剛連絡所 公民館 図書館 消防署 市民プール	計:7地区 計:17地区 けあばる 富田林病院 保健センター	
名所等	美具久留御魂 神社 栗ヶ池共園	PL大平和祈念 塔 寺内町	石川河川公園	滝谷不動明王 寺 錦織神社 金胎寺山	楠妣庵観音寺 龍泉寺 嶽山 サバーファ ーム	計:1地区 錦織公園	寺池公園 金剛中央線 (ふれあい大 通り)	りぼんどおり 明治池公園	

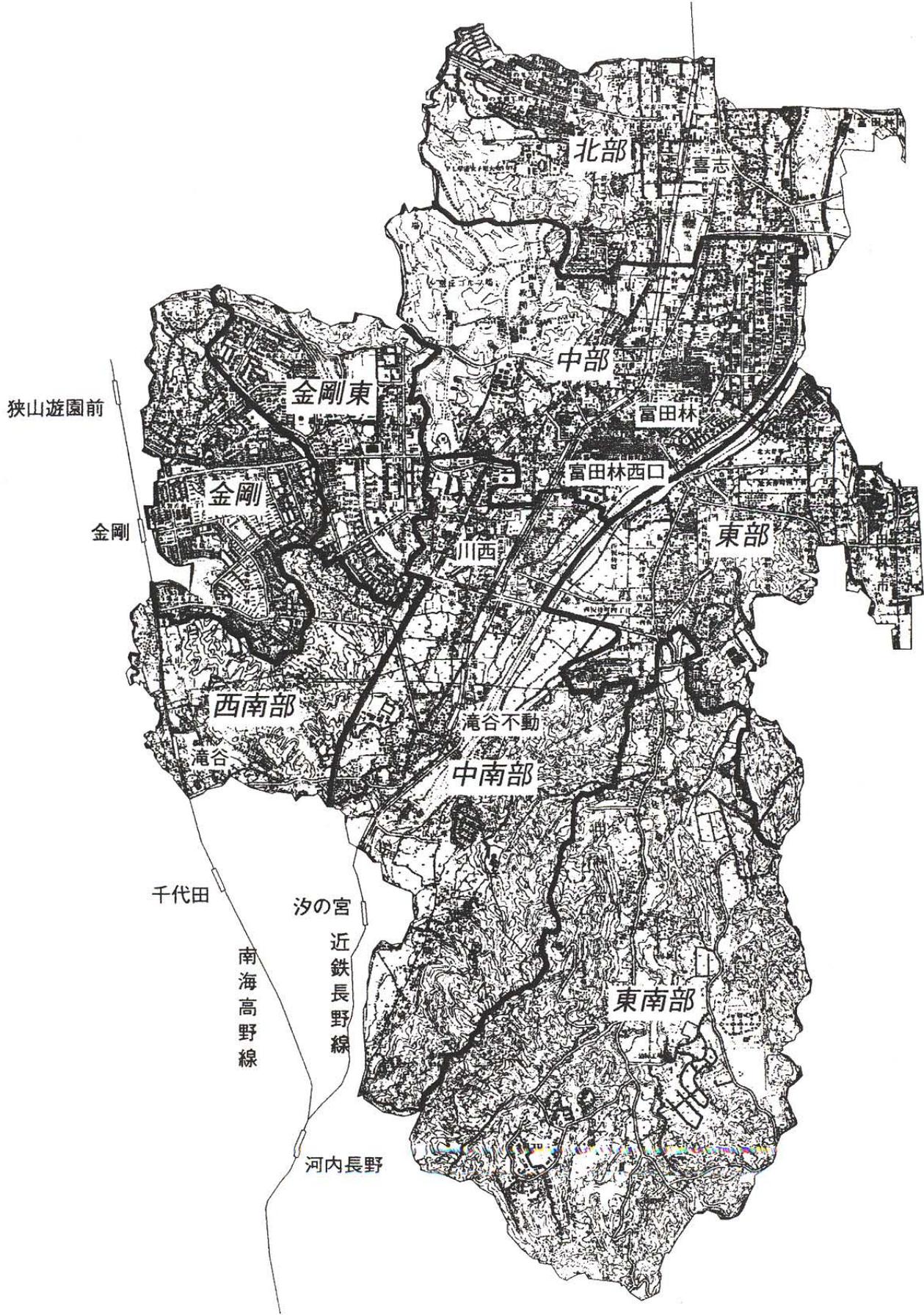


図 1 章 -2 地域区分図

## 4 本方針の活用

「都市計画のマスタープラン」という名称が示すように、本方針は個別のプランの上に成り立っているものであり、同時に個別のプランのための方針である。プランとは、先に挙げた（本方針の構成及び位置づけ）ように様々な都市計画であり、さらに具体的には、それらのなかの個別のまちづくり計画である。本方針では、ひとつひとつの計画をその進捗状況により、あるものは具体的に、あるものは抽象的に位置づけた。

今後は、未だ明確な方向性の定まっていない地区（巻末に「生活道路、一時避難場所等要整備地区」の位置図有り）について、あるべき方向性＝地区の将来像を考えていかなければならない。重要な点は、将来像はひとりひとりが描いているだけでなく、まちに関係するすべての人々が共有することである。それは、次のステップである描かれた将来像を実りあるものとして実現するための手法を考えていく際にも必要なことである。まちづくりは、ひとりひとりに利益をもたらすものである一方で、ひとりひとりに責任を課す運命共同体的な性質を持っている。

地域別に行った意見聴取会のなかでも、生活の利便性、快適性を増す生活道路の整備や、豊かな環境を守る山林や身近な緑地等の緑の保全に対する意見が、多数挙がった。これらの実現には、条例づくり、地区計画等の土地利用計画の策定が必要不可欠である。

まちづくりは問題の多い地区、容易に解決しやすい地区から順に行われてきた。阪神淡路大震災後のまちづくり活動でも明らかになったように、“容易に解決しやすい地区”とは、多くの場合、合意の得やすい地区と言い換えることができる。意見を挙げた方、意見聴取会の場に参加された方は、ひとつまちづくりに関与したわけである。今回参加できなかった方も含めて、市民の方々が、引き続き、積極的なまちづくり活動を展開することこそが、本方針の活用につながるのである。



写真 1章 -1 意見聴取会における市民参加の様子